

令和7年度 第1回経営審議会 資料 (水道料金の改定等について)

1. 料金改定の内容

●水道料金新旧改定表 (税込)

区 別 メーター口径	現 行			改 定 後			
	基本水量	基本料金 (1ヶ月)	超過料金又は 従量料金1㎡当	基本水量	基本料金 (1ヶ月)	改定率	超過料金又は 従量料金1㎡当
13mm	5㎡まで	917円	265円	5㎡まで	1,210円	31.95%	297円
20mm	8㎡まで	2,577円		5㎡まで	2,577円※1	0.00%	
25mm	10㎡まで	4,023円		5㎡まで	4,023円※2	0.00%	
30mm	基本水量 なし	5,795円	305円	基本水量 なし	7,546円	30.22%	352円
40mm		10,298円			13,409円	30.21%	
50mm		16,093円			20,933円	30.08%	
75mm		36,239円			47,124円	30.04%	
100mm		64,442円			83,787円	30.02%	
150mm		144,986円			188,496円	30.01%	
浴場用	100㎡まで	メーター口径 料金の1/2	61円	100㎡まで	メーター口径 料金の1/2	30.08%	66円
臨時用	10㎡まで	メーター口径料金 +2302円	305円	10㎡まで	メーター口径料金 +2,310円	0.35%	352円
端数処理は料金算出後に、10円未満を切捨て				端数処理は料金算出後に、1円未満を切捨て※3			

※1: 口径20mmの基本料金は、6㎡使用以上から「2,321円」となります。

※2: 口径25mmの基本料金は、3,608円ですが、改正後の料金が現行の料金を下回る6㎡までの使用は基本料金を「4,023円」とし、7㎡以上の使用から基本料金を「3,608円」とします。

※3: 下水道使用料も同様に、料金算出後に1円未満の端数を切捨てとなります。

(参考) 下水道使用料金 (個別排水処理施設使用料含む) ※税込

用途	基本排水量	基本料金 (1ヶ月)	超過料金 (1㎡当)
一般用	5㎡まで	723円	210円
浴場用	100㎡まで	2,755円	26円
臨時用	10㎡まで	3,667円	210円

●改定後の影響額

・水道料金の料金改定早見表 (添付資料)

 <p>【単身者】</p>	メーター口径：13mm 使用水量：5㎡ の場合	 <p>【3人世帯】</p>	メーター口径：13mm 使用水量：23㎡ の場合		
	現行料金		910円	現行料金	5,680円
	新料金		1,210円	新料金	6,556円
	増加額		300円	増加額	876円
 <p>【飲食店】</p>	メーター口径：20mm 使用水量：35㎡ の場合	 <p>【スーパー】</p>	メーター口径：40mm 使用水量：200㎡ の場合		
	現行料金		9,730円	現行料金	71,290円
	新料金		11,231円	新料金	83,809円
	増加額		1,501円	増加額	12,519円

2. 経営審議会（11月）終了後の経過

- ・11月：(11/14) 経営審議会、(11/28) 正副会長から答申
- ・12月：(12/11) 第4回定例会に提案、(12/16、1/14、1/27) 常任委員会で付託審議
- ・3月：(3/12) 第1回定例会で議決

3. 常任委員会での主な協議経過

①令和6年12月16日

●基本水量の考え方とこの設定を残した理由について

- ・一定料金で一定水量を自由に使える一方で、低水量の利用者でも一定料金を支払う面がある。基本水量制が廃止傾向の中、設定を残しつつ負担感のない設定にした

●生活弱者対策や負担緩和についてはどう考えるのか？

- ・生活弱者対策は、基本水量の設定を残すことで、福祉的施策の観点を含めた低所得者対策と認識。軽減措置等の負担緩和は、水道事業の受益者負担の原則から、利用水量に応じた負担が必要となり、公平性の観点から実施は難しい

●物価高による生活苦の中、このタイミングでの値上げについての見解は？

- ・市民説明などを含めて9月からの改定と決断した。半年間の収入減4千万円くらい

②令和7年1月14日

●一部事務組合なども含めた「広域化」の考え方については？

- ・北海道を中心に協議をしているが、ハード面では進まず。薬品やメーターの共同購入などソフト面で可能性あり、近隣市町村と協議していきたい

●今後における施設整備や設備更新等で、料金算定の想定以外で考えられるものは？

- ・配水管の耐震化関連が想定されるが、多くの費用と期間を要するため進まない。国から上下水道一体化で耐震化計画を作成するよう要請があり現在検討中

③令和7年1月27日

●耐震診断が新年度予算の中で反映されているか？その見通しについては？

- ・浄水場施設では、新年度予算に耐震化診断等の費用は見込んでおらず、財源確保が見込める場合は経営状況を踏まえて早期に検討したい。
- ・上下水道管路では、現状機能の維持が重要と考え、各種計画に基づいて老朽化した管路の更新にあわせて耐震化を進め、急所施設の耐震化が完了した後、特に規模の大きい避難所等に接続する上下水道管路等の耐震化を実施したい
- ・5年間の財源（料金改定の2割増）にはないが、経営状況をみつつ検討していきたい

●今後の5年ごとの料金見直しの計画・見通しについては？

- ・答申で審議会からも5年をめぐりに見直しといただいております、収入状況や今後の工事費や耐震化経費を含めた支出面など、大きく変更となれば市民説明もしていきたい

4. 今後の予定

- ・8月 住民説明会開催（3回予定）、料金システムの改修と点検 ※詳細は後述
- ・9月 料金改定
- ・10月 請求分から新料金

令和7年6月9日（月）

令和7年度 第1回名寄市上下水道事業経営審議会

検針サイクルの統一について

名寄市上下水道室 業務課

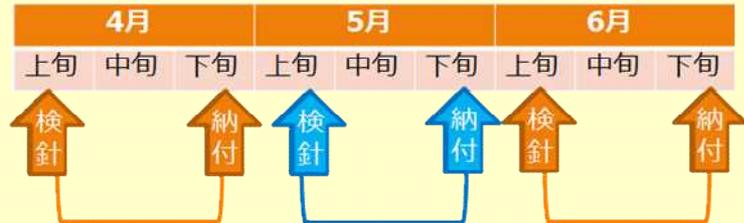
1. 検針サイクルの統一について

現在、水道メーターの検針において、検針月が地区によって毎月と隔月で異なっていることから、市民サービスの公平が保たれておらず、事務作業も煩雑になっている。そのため、**スマートメーター**が名寄郊外・風連地区に導入されたことにより、自動検針化が可能となったことから、料金改定前の9月に検針サイクルを名寄市街地区の**毎月検針毎月請求パターン**へ**検針サイクルを統一**して事務の効率化とサービスの公平化を図るものです。

① 名寄市街地区

① 毎月検針毎月請求パターン

・検針日：毎月1日～5日



毎月検針のメリット

- ・漏水の発見が早い。
⇒ 有収率の増加
- ・料金の計算方法がわかりやすい。
⇒ 説明の簡素化や事務の効率化が図られる。

② 名寄郊外地区及び風連地区（スマートメーター導入）⇒ ①の毎月検針毎月請求パターンへ統一

② 隔月検針毎月請求パターン

・2か月に1度検針をし、2か月に分けて請求する

・検針日：**偶数月1日～2日（名寄郊外）**

隔月の25日～26日（風連地区）

隔月検針・毎月請求の特徴

- ・検針費用が削減される。
- ・漏水発見が遅くなる。
⇒ 有収率の低下
- ・精算金額の負担増
⇒ 使用中止した場合、2か月以上の請求が発生



※風連地区の場合は、下旬が検針で翌月の下旬及び翌々月の下旬が納付

1. 検針サイクルの統一について

③: 隔月検針・隔月請求

③ 隔月検針隔月請求パターン

- ・2か月に1度検針をし、まとめて2か月分請求する
- ※2か月分を1回で納付

隔月検針・隔月請求の特徴

- ② 隔月検針毎月請求の特徴の他に
- ・負担感が増加
- ⇒ 滞納者の増加



2. 統一内容について

毎月検針毎月請求パターンへの統一にあたり、以下の内容について、現行の名寄市街地区の内容に統一することで、事務の効率化とサービスの公平化を図ります。

① 基本料金と超過料金の請求月(対象月)の統一

② 風連地区における検針日の統一(変更)

2. 統一内容について

①基本料金と超過料金の請求月(対象月)の統一

【名寄市街地区の場合】

	5月請求分	6月請求分	7月請求分	8月請求分	9月請求分	10月請求分
基本料金(対象月)	4月使用分	5月使用分	6月使用分	7月使用分	8月使用分	9月使用分(新料金)
超過料金(対象月)	4月使用分	5月使用分	6月使用分	7月使用分	8月使用分	9月使用分(新料金)
使用期間(検針期間)	4/1~4/30	5/1~5/31	6/1~6/30	7/1~7/31	8/1~8/31	9/1~9/30
検針日	5/1	6/1	7/1	8/1	9/1	10/1

【名寄郊外地区の場合(現行)】

	5月請求分	6月請求分	7月請求分	8月請求分	9月請求分	10月請求分
基本料金(対象月)	4月使用分	5月使用分	6月使用分	7月使用分	8月使用分	9月使用分(新料金)
超過料金(対象月)	3月使用分	4月使用分	5月使用分	6月使用分	7月使用分	8月使用分
使用期間(検針期間)	2/1~3/31	4/1~5/31		6/1~7/31		8/1~9/30
検針日	4/1	6/1		8/1		10/1

・基本料金と超過料金の対象月(使用分)が1か月ずれて請求している。(風連地区も同様)

⇒統一(毎月検針へ移行)する場合は、9月請求分に超過料金の使用分が7月分と8月分を請求することになります。

【統一する場合(名寄郊外地区)】

	5月請求分	6月請求分	7月請求分	8月請求分	9月請求分	10月請求分
基本料金(対象月)	4月使用分	5月使用分	6月使用分	7月使用分	8月使用分	9月使用分(新料金)
超過料金(対象月)	3月使用分	4月使用分	5月使用分	6月使用分	7月・8月使用分	9月使用分(新料金)
使用期間(検針期間)	2/1~3/31	4/1~5/31		6/1~7/31	8/1~8/31	9/1~9/30
検針日	4/1	6/1		8/1	9/1	10/1

・9月1日に自動検針を行い、その際の使用水量をもとに計算し、通常よりも追加(8月使用分の超過料金分)されて請求されます。(風連地区も同様)

2. 統一内容について

①基本料金と超過料金の請求分(対象月)の統一

◆統一した場合の影響額(9月請求分)について

※口径13mmの場合(単位:円)

使用水量 (m ³)	水道料金 (通常)	下水道使用料 (通常)	合計 (通常)	水道料金 (統一後)	下水道使用料 (統一後)	合計	影響額
5以下	910	720	1,630	910	720	1,630	0
6	1,180	930	2,110	1,440	1,140	2,580	470
7	1,440	1,140	2,580	1,970	1,560	3,530	950
8	1,710	1,350	3,060	2,500	1,980	4,480	1,420
9	1,970	1,560	3,530	3,030	2,400	5,430	1,900
10	2,240	1,770	4,010	3,560	2,820	6,380	2,370
11	2,500	1,980	4,480	4,090	3,240	7,330	2,850
12	2,770	2,190	4,960	4,620	3,660	8,280	3,320
13	3,030	2,400	5,430	5,150	4,080	9,230	3,800
14	3,300	2,610	5,910	5,680	4,500	10,180	4,270
15	3,560	2,820	6,380	6,210	4,920	11,130	4,750
16	3,830	3,030	6,860	6,740	5,340	12,080	5,220
17	4,090	3,240	7,330	7,270	5,760	13,030	5,700

対応策として

統一にあたり、利用者の負担感が増えることから、市民周知を徹底するとともに、分割納付などの対応を図ります。(地区別で対応)

2. 統一内容について

②風連地区における検針日の統一(変更)

- ◆風連地区は、隔月検針で地区を奇数月と偶数月に分けて、検針日は**25日～26日**となっています。事務の効率化を図るため、名寄市街地区及び名寄郊外地区同様に**1日に統一**する。検針日の統一(25日～26日→翌月の1日)により、当初一度に変更すると検針期間が増え、通常よりも使用水量の増加(7日間分)が想定されるため、4月からの検針日を遅らせて、移行調整を図ることとしていましたが、システム改修の都合で移行調整はせず、一度に検針日を統一することになりました。

【風連地区(現行)】

	5月請求分	6月請求分	7月請求分	8月請求分	9月請求分	10月請求分
基本料金(対象月)	4月使用分	5月使用分	6月使用分	7月使用分	8月使用分	9月使用分(新料金)
超過料金(対象月)	3月使用分	4月使用分	5月使用分	6月使用分	7月使用分	8月使用分
使用期間(偶数月)	2/26～4/24・25		4/25・26～6/24・25		6/25・26～8/24・25	
偶数月検針日	4/25・26		6/25・26		8/25・26	
使用期間(風連奇数月)	～3/24・25	3/25・26～5/24・25		5/25・26～7/24・25		7/25・26～
奇数月検針日	3/25・26	5/25・26		7/25・26		9/25・26

【検針日の統一】※毎月検針へ移行した場合も含む

	5月請求分	6月請求分	7月請求分	8月請求分	9月請求分	10月請求分
基本料金(対象月)	4月使用分	5月使用分	6月使用分	7月使用分	8月使用分	9月使用分(新料金)
超過料金(対象月)	3月使用分	4月使用分	5月使用分	6月使用分	7月・8月使用分	9月使用分(新料金)
使用期間(偶数月)	2/26～4/24・25		4/25・26～6/30		7/1～8/31	9/1～9/30
偶数月検針日	4/25・26		7/1		9/1	10/1
使用期間(奇数月)	～3/24・25	3/25・26～5/24・25		5/25・26～ 7/31	8/1～8/31	9/1～9/30
奇数月検針日	3/25・26	5/25・26		8/1	9/1	10/1

・偶数月は7月1日(現行6月25・26日)、奇数月は8月1日(現行7月25・26日)に検針日を変更する。

3. 周知方法について(料金改定も含む)

(1) 広報での周知

- ・5月号 第1回「水道料金改定のお知らせ」
- ・6月号 第2回「水道事業の経営状況と改正後の影響額等について」
※お知らせ風(風連地区)にて、検針日の変更を周知
- ・8月号 第3回「料金改定住民説明会案内」(予定)
- ・9月号 第4回「水道料金改定のお知らせ」(予定)

(2) ホームページ掲載

- ・6月 「水道料金改定について」及び「検針日の変更について(風連地区)」
※9月まで随時更新
- ・7月 「検針サイクルの統一」

(3) 住民説明会(予定)

- ・7月下旬 検針サイクル統一の対象地区に説明
- ・8月 3回開催(名寄地区2回・風連地区1回)
※企業、事業所向けとして、商工会議所に説明するとともに、影響額等を記載したチラシを送付する。また、大口使用者は訪問を実施(検針サイクルの統一・料金改定)

(4) その他の周知

- ・8月 対象地区にチラシ送付(検針サイクルの統一)
- ・9月 検針時にチラシ投函・送付(料金改定)
- ・出前トーク(料金改定)の実施: 要望に応じて説明に伺う。※9月まで実施
- ・FMエアてっしにて周知
- ・水道ポータル登録者に周知